平成26年2月

学位論文(医学博士)授与者

及び申請予定者　各位

大学院医学研究科

教学部長　石光　俊彦

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部改正に伴う

学位論文（医学博士）手続きの変更について

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が平成25年3月11日公布され、平成25年4月1日から施行されております。

今回の法令改正に伴い、平成25年4月1日以降の学位授与者の学位論文（課程博士、論文博士ともに）から、従来の印刷公表に代わってインターネット利用による公表に変更となりました。

本学では、学位論文の公表の場として、『獨協医科大学リポジトリ』（https://dmu.repo.nii.ac.jp/）を構築いたしましたので、学位論文（医学博士）授与者及び申請予定者においては、下記の手続きをお願いいたします。

記

○公表（登録）データの提供（電子媒体はPDF/A形式）

学位論文の全文

○『獨協医科大学リポジトリ登録及びインターネット公表における申請書』の提出

（所定様式）

　※著作権者への同意は申請者本人が行ってください。

学会・出版社等の投稿規程や契約内容に著作権の帰属について記載されている場合があります。リポジトリに対しての著作権ポリシーについては以下のサイトでも確認することができます。なお、確認ができない場合は、メール等で直接問い合わせをする必要があります。

http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/　　（国内学協会著作権ポリシーデータベース）
　http://www.sherpa.ac.uk/romeo/　 （海外出版社著作権ポリシーデータベース）

　※著作権者からの同意が得られない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

○『共著者による同意書』の提出（所定様式）

【改正の概要】

（１）論文要旨の公表

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学等」という。）は、博士の学位を授与した時は、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとすること。

（２）博士論文の公表

①博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとすること。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。（第9条第1項関係）

②博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとすること。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとすること。（第9条第2項関係）

③博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとすること。（第9条第3項関係）

【問い合わせ先】

獨協医科大学事務局

学務部教務課教務第二係

TEL 0282-87-2419（直通）

FAX 0282-86-5678

e-mail kyoumu@dokkyomed.ac.jp

以上